

# 福 利 厚 生

## 第 1 節 教職員の福利厚生事業の概要

教職員の福利厚生事業については、県教育委員会、公立学校共済組合、福島県教職員互助会が、ともに教職員の生活の安定と福祉の向上をはかる共通理念のもとに、それぞれ単独にあるいは互いに提携し補完しあいながら効果的な事業の遂行をはかってきている。

県教育委員会は、本年度重点事項の一つに「教職員の福利厚生への拡充」を掲げ、特に教職員成人病予防事業と教職員住宅の確保につとめたが、このほか県単独事業としては、新たに結婚祝品の贈呈事業が実施され、関係者から好評を得、共済組合事業としては県教職員互助会と共同で「福祉のしおり」を刊行し、全組合員に配布し、諸給付ならびに福祉事業の手引書としてよこされた。

さらに公立学校共済組合飯坂保養所「あづま荘」が5月1日に営業を開始し、県内外の教職員の利用を得るところとなった。福島県教職員互助会においては、懸案の経営診断を行なった結果、長期展望にたつての退職金制度の抜本的改正が決定されるなど、体質の整備と事業内容の充実につとめた。

さらに8月4・5の両日福島市飯坂町に、全国の教職員互助団体関係者が参集し、全国教職員互助団体協議会総会が開催され、開催県としてこれが円滑な運営につとめた。

### 1 共済組合員数・被扶養者数(昭和45年度末現在)

区 分	共 済 組 合 員 数			被扶養者数
	男	女	計	
一般組合員	13,485	8,613	22,098	31,359
船員組合員	23	0	23	43
計	13,508	8,613	22,121	31,402

### 2 短期給付事業

#### (1) 概 要

昭和45年度の短期給付にあてる掛金の収入額は 573,643千円(前年度比約15.3%増)となり、また、短期給付の財源である地方公共団体の負担金は 574,065千円(前年度比約15.3%増)と、昨年収入にくらべて 152,384千円の増収をみた。

一方給付面をみると医療給付では 151,087千円の増(前年度比約18.2%増) その他の法定給付では 4,139千円の増(前年度比約 7.6%増)、附加給付では25,573千円の増(前年度比約19.8%増)となり、45年度支出総額は、1,193,490千円で総収入額に対し(総収入額 1,147,708千円)45,782千円の超過であった。

組合員1人当りの掛金額 25,930円

組合員一人当りの給付額 53,948円

#### (2) 短期給付額(45.4.1~46.3.31)

##### 法 定 給 付

	給付区分	給付条件(件)	給付金額(円)	組合員1人当給付額(円)
医 療 給 付	療養の給付	141,687	615,165,151	
	家族療養の給付	213,119	360,192,660	
	療養費	828	1,656,630	
	家族療養費	1,354	1,348,312	
	薬剤給付	511	736,663	
	看護移送料	36	570,867	
	小 計	357,535	979,670,283	44,283
そ の 他 の 法 定 給 付	出 産 費	576	28,802,067	
	配偶者出産費	405	12,033,898	
	育児手当金	957	2,296,800	
	埋葬料	33	2,674,129	
	家族埋葬料	176	7,089,113	
	傷病手当金	21	3,334,180	
	出産手当金	3	209,224	
	休業手当金	2	68,208	
	弔慰金	1	53,530	
	家族弔慰金	—	—	
	災害見舞金	14	2,250,611	
	小 計	2,188	58,811,760	2,658
	合 計	359,723	1,038,482,043	46,941

##### 附 加 給 付

	給付区分	給付件数(件)	給付金額(円)	組合員1人当給付額(円)	
	家族療養費	214,375	139,174,802		
	出 産 費	586	1,275,916		
	配偶者出産費	405	2,102,459		
	育児手当金	949	2,277,600		
	埋 葬 料	27	104,000		
	家族埋葬料	175	1,050,000		
	結婚手当金	627	6,042,000		
	傷病手当金	9	2,081,199		
	災害見舞金	14	900,243		
		合 計	217,149	155,008,219	7,007
		短期給付総計	576,872	1,193,490,262	53,948

### 3 長期給付事業

昭和45年度の長期給付関係の執行状況は、次のとおりである。

#### (1) 年金について

##### (ア) 年金の進達

昭和45年度において、地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下法という)の規定により、支部が公立学校共済組合本部に進達し決定になった年金の概況は次のとおりである。